

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害リスク
(立地環境)

二宮町は神奈川県南西部の相模湾に面した温暖で自然に恵まれた立地環境である。町の北部はなだらかな丘陵地が東西に伸びており町の中央部を葛川が、西部を中村川が流れている。

産業構造は第1次産業の割合が0.5%、第2次産業の割合が12.6%、第3次産業の割合が86.9%で、そのほとんどが小規模企業である。



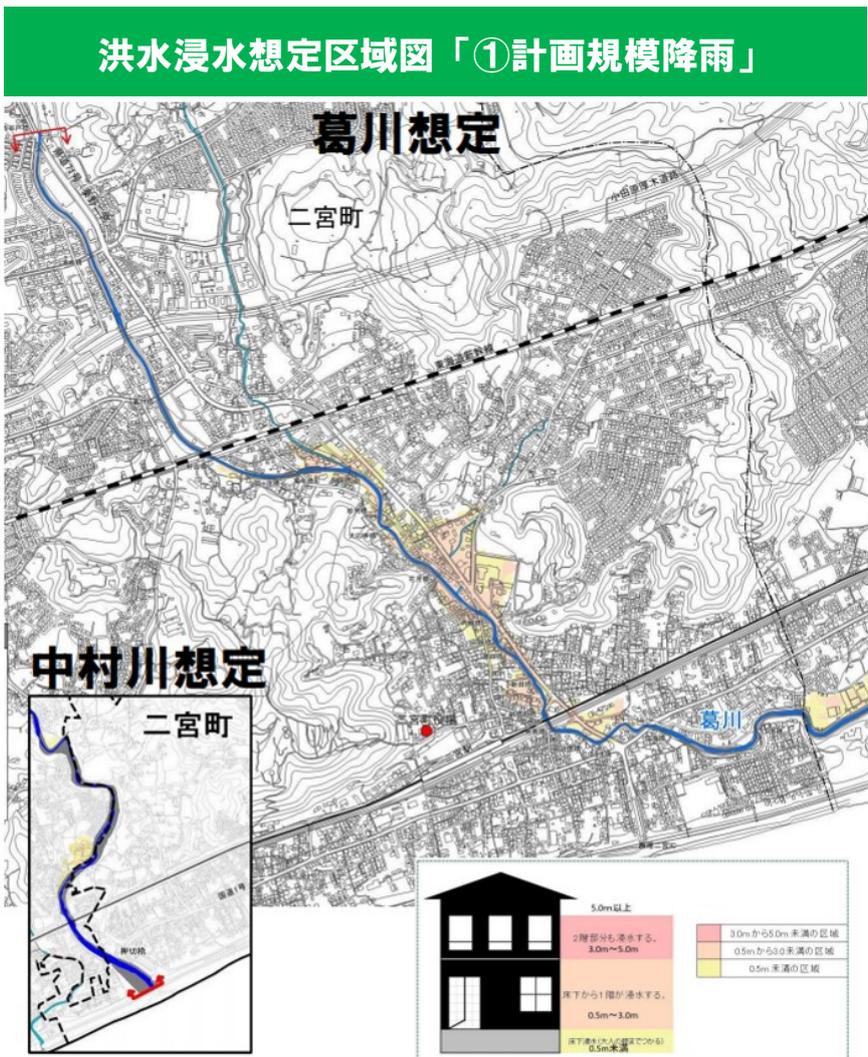
(洪水：ハザードマップ)

当町のハザードマップによると、葛川と中村川において洪水浸水想定区域があり、「①計画規模降雨」と「②想定最大規模降雨」によって想定区域図を示している。

「①計画規模降雨」とは「河川整備の目標とする降雨」のことで、河川の流域の大きさや災害の発生の状況などを考慮して定めるものとされており、県内の一級河川では、概ね100~200年に1回程度の確率、その他の河川では、概ね30~100年に1回程度の確率としている。

※指定の前提となる降雨は葛川、中村川で94mm/時間である。

「②想定最大規模降雨」とは「想定しうる最大規模の降雨」のことで、発生頻度としては、約1,000年に1回程度を想定しており、河川施設整備の水準とする計画規模(大河川で約200年に1回程度)を大きく上回る自然現象を対象としている。



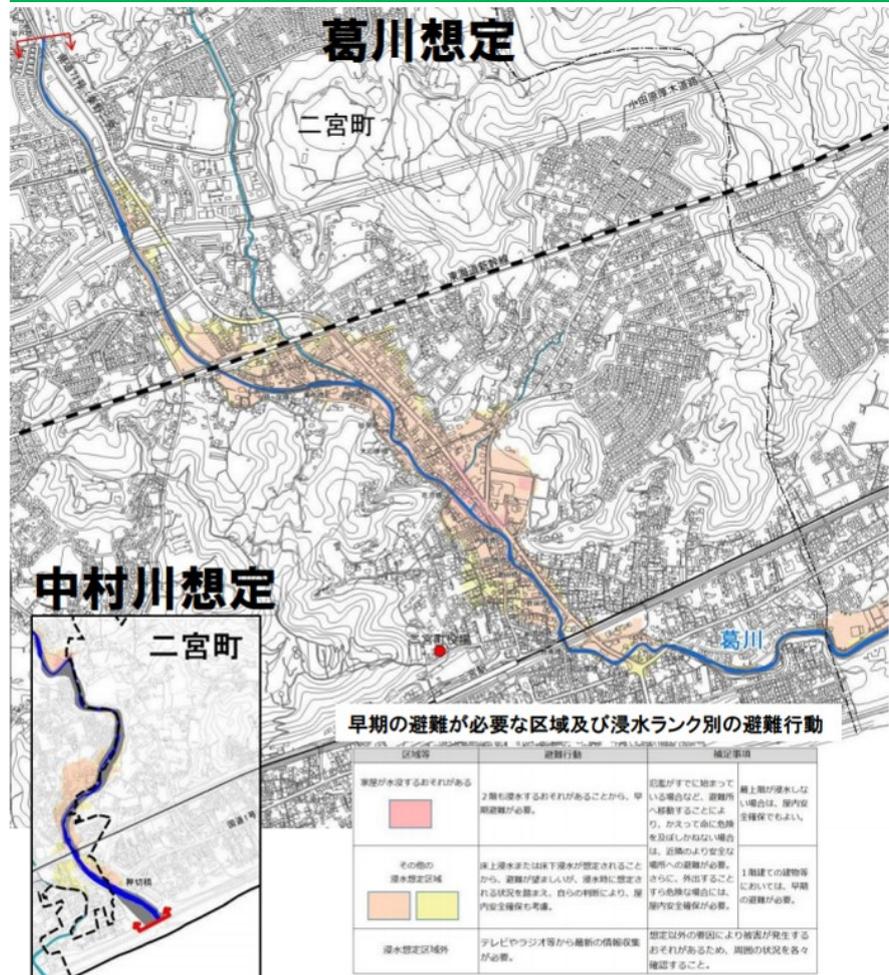
※指定の前提となる降雨:葛川、中村川で、葛川(336mm/24時間、152mm/1時間)、中村川(94mm/1時間)

洪水浸水想定区域図「②想定最大規模降雨」

「①計画規模降雨」では、葛川の影響が大きい。床下から1階が浸水し早期の避難が必要な地域が多数見られる。

一方、「②想定最大規模降雨」では、床下から1階が浸水し早期の避難が必要な地域が拡大している。さらには、2階も浸水するおそれがある地域が一部現れるなど、被害はより大きくなる。

これらの地域には商店街があり、小売業や飲食業が多い。



(土砂災害：ハザードマップ)

二宮町ハザードマップによると、地域全体にわたって急傾斜土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）が44ヶ所あり、急傾斜土砂災害警戒区域（イエローゾーン）も同じく44ヶ所ある。また、土石流土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）が3ヶ所あり、土石流土砂災害警戒区域（イエローゾーン）が6ヶ所ある。

土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）とは、土砂災害が発生した場合に、建築物に損壊が生じ、住民の生命または身体に著しい危害を生じるおそれがある区域として指定されている。この区域では、開発行為の制限、建築物の構造規制や移転勧告等が行われる。

土砂災害警戒区域（イエローゾーン）とは、土砂災害が発生した場合に、住民の生命または身体に危害が生じるおそれがある区域として指定されている。この区域では、土砂災害から生命を守るため、災害情報の伝達や避難が早くできるように地域防災計画に定められ、警戒避難体制の整備が図られている。

さらに、**急傾斜地崩壊危険区域等**も指定されている。

これらの地域には、小売業やサービス業が多い。また、国道271号の北に所在する緑が丘地区には製造業が多く立地している。

【土砂災害警戒区域図】

- 【土石流】土砂災害警戒区域 (3ヶ所)
- 【土石流】土砂災害警戒区域 (6ヶ所)
- 【急傾斜】土砂災害警戒区域 (44ヶ所)
- 【急傾斜】土砂災害警戒区域 (44ヶ所)

土砂災害警戒区域



※1. 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律
※2. 「急傾斜地の崩壊」「土石流」「地すべり」の3現象を対象

(地震被害)

令和7年3月に神奈川県で地震被害想定調査の見直しが行われた。
「二宮町業務継続計画」では以下のような被害が想定されている。

被害想定項目	神奈川県西部地震 (被害想定数)	※都心南部直下地震 (被害想定数)	※南海トラフ巨大地震 (被害想定数)
発生確率	過去400年で5回発生	30年以内に70%	30年以内に70%
全壊家屋件数	*	20棟	*
半壊家屋件数	200棟	270棟	180棟
出火件数	0	0	0
避難者数(1日後)	210人	270人	210人
帰宅困難者数	2,300人	2,300人	2,300人
停電件数	1,680棟	70棟	1,680棟
断水世帯人口数	330人	510人	340人
通信不能回線数	790回線	30回線	780回線

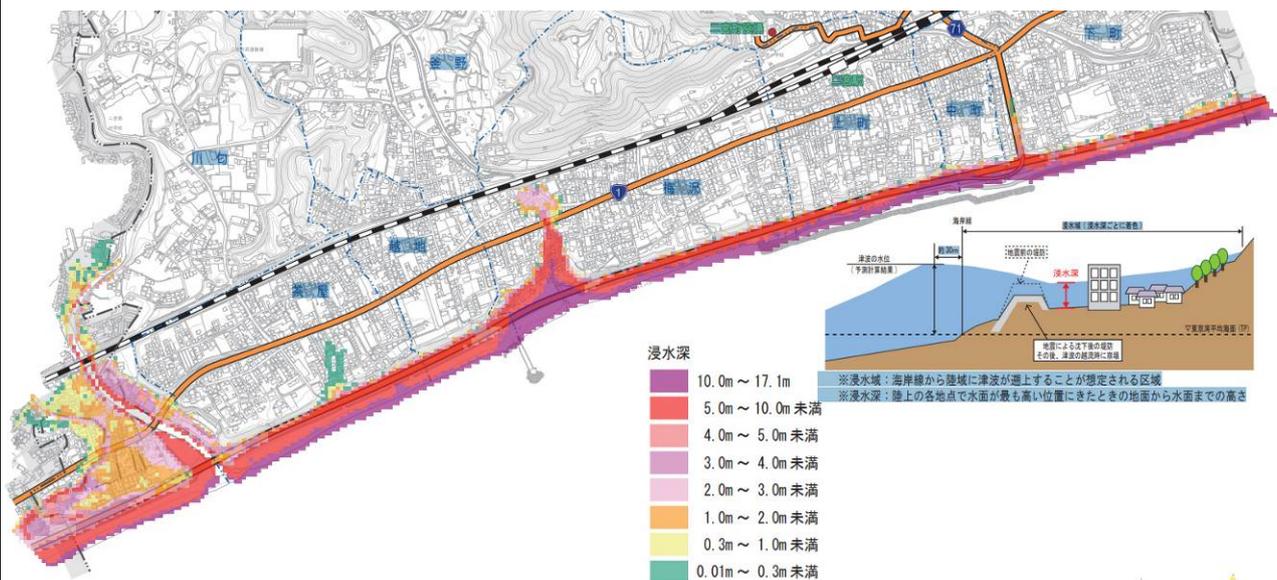
※…切迫性があり二宮町に特に影響のある地震として参考に記載

※…わずか(計算上は1以上10)

(津波浸水被害：ハザードマップ)

神奈川県沿岸に最大クラスの津波をもたらすとされる地震の「津波浸水予測図」をもとに、浸水の区域(浸水域)と水深(浸水深)が最大となるよう重ね合わせた最も厳しい条件を想定したものである。なお、最大クラスの津波をもたらすとされる地震の発生頻度は、2,000～3,000年あるいはそれ以上と極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす地震である。

これらの地域にも、小売業・飲食業等が点在している。



(2) 令和6年8月30日台風10号の二宮町の被災状況

令和6年8月30日台風10号の影響により神奈川県西部を中心に記録的な大雨に見舞われた。当町を含む多くの県西部地域では、土砂災害警戒情報が発令され避難所の開設などの対応に追われた。

当町では、8月29日の降り始めから30日までで384mmを記録した。特に30日の早朝6時から7時までの1時間で63mmの雨量を記録し、それまでの雨量も重なり、町の中心部を流れる二級河川「葛川」がラディアン前を中心に約1kmに渡り各所で溢れ、沿岸住宅の多くが浸水したほか、土砂災害警戒区域のエリアでは土砂流出等による被害が各所で発生した。

(住家被害等による罹災証明書の件数ベース)

- ・床上浸水42件、床下浸水17件、その他30件(車やエアコンの室外機等)

(道路等被害状況)

- ・土砂崩落18件、土砂流出10件、倒木5件、その他5件(水路閉塞、流木等)

※台風10号における人的被害はなし。

県道秦野二宮線(ラディアン前)



一色小学校前の土砂流出



県道秦野二宮線(二宮交差点付近)



各地で見られた倒木



(事業所の被災状況)

今回の溢水により20の事業所が被災し、殆どの事業所が10cm~1mの床上浸水であった。店内の什器各種、床・内装、仕入在庫、車両、製造機械、入口ガラス玄関の破損等の被害があり、被害額は3,800万(聞き取り値の集計)であった。営業再開まで平均して3~7日を要した。

（商工会の被災状況）

当会も当日葛川の溢水により床上 50cm の浸水があり被災した。1 階は駐車場であったため、2 階事務所は被災を免れたが、1 回に駐車していた公用車、常設の倉庫、物置が浸水し、中にあった各種備品、ティッシュ、タオル等のイベント用ノベルティ、過年度事業書類等が汚泥に晒され廃棄処分した。

発災当日は当会策定の BCP 計画に則り、事務局長と法定経営指導員が出勤し、二宮町、神奈川県等と連携し現場の状況を報告し、情報共有等の確認をした。

週明けに被災した事業所を職員が分担して巡回訪問し被災状況を聞き取り、町、商工会連合会、県へ報告した。

（3）商工業者の状況

当町では、「卸売業、小売業」が最も多く、「不動産業、物品賃貸業」、「医療、福祉」、「宿泊業、飲食サービス業」「生活関連サービス業、娯楽業」と続いている。商業系の小規模事業者が多いことが特徴の一つである。

なお、同調査で平成 28 年 6 月 1 日と比較すると、公務（他に分類されないもの）を除いた総数は 906 事業所となっており、ほぼ変化なく推移している。

	R3.6.1 現在の事業所数	構成比率
農林漁業	3	0.33%
鉱業、採石業、砂利採取業	1	0.11%
建設業	60	6.63%
製造業	38	4.20%
電気・ガス・熱供給・水道業	2	0.22%
情報通信業	2	0.22%
運輸業、郵便業	5	0.55%
卸売業、小売業	196	21.66%
金融業、保険業	7	0.77%
不動産業、物品賃貸業	147	16.24%
学術研究、専門・技術サービス業	43	4.75%
宿泊業、飲食サービス業	91	10.06%
生活関連サービス業、娯楽業	86	9.50%
教育、学習支援業	65	7.18%
医療、福祉	109	12.04%
複合サービス事業	6	0.66%
サービス業（他に分類されないもの）	44	4.86%
公務（他に分類されないもの）	0	0.00%
総数	905	100%

※二宮町統計書（令和 6 年版）（経済センサス - 活動調査(令和 3 年 6 月 1 日現在)）

※H28 は、公務（他に分類されないもの）は調査対象外

※小規模事業者数 772 者

(4) これまでの取組

(当町の取組)

- ◎二宮町における防災の2大目標
 - 目標1：人的被害の軽減（一人の犠牲者も出さない）
 - 目標2：町民生活・活動の安定

- ◎2大目標を支える5つの視点
 - ①自助・共助による取組の強化
 - ②減災思考の導入
 - ③正確かつ迅速な情報の収集・提供体制の強化
 - ④町と企業・各種団体との連携強化
 - ⑤柔軟な災害対応の実施

●地域防災計画の策定

二宮町の防災に関し、町や関係機関が取り組むべき事務や業務について、総合的な運営を計画化したもので、これらを効果的に活用し、地域住民の生命・身体や財産を災害から保護するとともに、災害による被害の軽減を図り、これによって社会の秩序と福祉の確保を図ることを目的としている。

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定により二宮町防災会議が作成したものである。

●防災に関する情報提供

- ①当町は、防災行政無線をはじめ複数の手段を用いて情報を発信している。
（防災行政無線、テレホンサービス、安全安心防災メール、ハザードン、緊急速報メール、ホームページ、Twitter → X（旧Twitter）、ハザードマップ、広報車等）
- ②自治会や学校、各種団体等が開催する自主防災訓練や防災講座等に町職員が赴いて、訓練指導やハザードマップの見方、風水害時の行動計画であるタイムライン・マイタイムラインの活用方法、防災対策について講話を行い町民の防災意識の向上に努めている。

(当会の取組)

当会の策定した事業継続力強化支援計画に基づき、下記セミナーや個社支援を通じてBCP計画策定の必要性や重要性の周知に努めてきた。

・事業者BCP策定セミナーの周知及び開催

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
BCP策定支援セミナー 開催回数	1	1	1	1	1
参加者数	3	4	6	8	7

・事業者BCP策定支援

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
BCP策定支援事業者数	1	1	2	1	—
支援回数	3	3	6	3	—

- ・データバックアップシステムの構築（令和3年12月より導入）
従前は内部外付けのHDDに保存していたデータを外部DBに転送
- ・損害保険会社と連携し、損害保険への加入、内容確認、及び事業所への加入勧奨
- ・当会の購入備品

防災用ヘルメット、ソーラーパネル付き蓄電池、帰宅支援セット、屋外用組み立て簡易トイレ

II 課題

- ・令和3年2月に神奈川県より事業継続力強化支援計画の認定を受けた。それから5年間で5社（者）の事業継続力強化計画策定の申請を支援し、経済産業大臣から認定を受けるに至った。
- ・しかし、先述のとおり令和6年8月の台風10号により大きな水害に見舞われた。そのような中で、事業継続力強化支援計画の実施期間が終了することを踏まえて、水害対策を強化した事業継続力支援計画を見直し申請することが第一の課題である。
- ・一方、自然災害対策については各事業者定期的に周知をしているものの、喫緊性に欠けるなどにより、災害対策や事業継続力強化計画の申請を優先的に行おうとする事業所が依然として少ないのが事実である。
- ・以上から、伴走事業や各種補助金事業等との兼ね合いを踏まえつつ、地震や水害のリスクをより周知し、事業継続力強化計画の認定事業者をさらに増加させることが第二の課題である。

III 目標

- ・地区内小規模事業者に対し自然災害リスクや感染症等リスクを認識させ、とくに水害対策については現状と課題を明確にしたうえで、事前対策の必要性を周知する。
- ・発災・感染症発生時における連絡体制を円滑に行うため、当会と当町との間における被害情報報告ルートを構築する。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、また域内において感染症発生時（感染症は「発生」というタイミングがありません。「海外発生期」、「国内感染者発生期」、「国内感染拡大期」、「社内感染者発生期」と細分化しておくことも有用。）には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

※ その他

- ・本計画に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

<目標>

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
BCPセミナー開催回数	1	1	1	1	1
BCP策定支援事業者数	2	2	2	2	2
フォローアップ支援事業者数	6	8	10	12	14

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（認定日～令和13年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

二宮町商工会と二宮町の役割分担並びに体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

<1. 事前の対策>

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なものを含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びそ

の影響を軽減するための取組や対策（事業休業の備え、水災補償等の損害保険・共済加入等）について説明する。

- ・二宮町の「広報にのみや」、二宮町商工会の「商工にのみや」、また両者のホームページ等において、国の施策紹介やリスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・防災行政無線、テレホンサービス、（町公式LINE）にて防災に関する情報提供を行う。
- ・令和6年10月から開始された「二宮町LINE公式アカウント」を周知する。町政や暮らしの情報はもちろんであるが、災害時の緊急情報もプッシュ通知されることから、普及促進を図る。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ・小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なもの含む）の策定及びそれに基づく実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について経営指導員が指導及び助言を行う。
- ・保険等については、以下のリスクに応じて検討する。
 - ✓財産のリスク：火災・自然災害、地震・噴火等に伴う建物・什器の損害補償、自動車運行に伴う事故の賠償補償
 - ✓休業のリスク：事業主・従業員の休業所得補償、災害に伴う営業損失補償
 - ✓経営のリスク：取引先の倒産に伴う債権回収困難になった場合の備え、事業主・家族・従業員のけが、病気、がん等の備え、廃業・退職後の生活資金積立、従業員の退職金積立
 - ✓自動車のリスク：自動車運行に伴う事故の賠償補償
 - ✓労災事故のリスク：業務災害の管理者賠償責任補償
- ・新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・新型コロナウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

2) 商工会自身の事業継続計画の作成

- ・当会は、本計画と並行して「令和7年度事業継続（BCP）計画」を策定（別添）。

3) 関係団体等との連携

- ・上部団体である神奈川県商工会連合会に専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険や生命保険、傷害保険等の紹介等を実施する。
- ・感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や傷害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。
- ・関係機関へBCP計画策定普及啓発ポスター掲示を依頼する。また、近隣商工会や支援機関等とのセミナー等を共催する。

4) フォローアップの実施

- ・事業者BCP策定支援を行った小規模事業者に対して進捗状況を把握する。また必要に応じて中小企業診断士等の専門家によりフォローアップを行い、計画とのズレや課題の解消のための支援をする。
- ・（仮称）事業継続力強化支援協議会（構成員：当会、当町、神奈川県商工会連合会）を開催し、状況確認や改善点等について協議する。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（令和6年台風30号や平成23年東日本大震災クラス）が発生したと仮定し、当町との連絡ルートの確認等を行う。また訓練は必要に応じて実施する。

<2. 発災後の対策>

- ・自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。その上で、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後、速やかに職員の安否確認、大まかな被害状況、参集可能人数等の確認を行う。
（SNS等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）等を当会と当町で共有する。）
- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、神奈川県の対処方針に基づき当会による感染症対策を行う。

2) 応急対策の方針決定

- ・当会と当町との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
（豪雨における例）職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身からまず安全確保をし、警報解除後に出勤する。
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、3日以内に情報共有する。

被害規模	被害の状況	応急対策の想定
大規模な被害がある	・地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは交通網が遮断されており、確認ができない。	・自身の安全確保を優先 ・相談窓口の設置・相談業務 ・被害状況の把握・調査 ・地域の災害対策活動に参加
被害がある	・地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。	・相談窓口の設置・相談業務 ・被害状況の把握・調査 ・地域の災害対策活動に参加
ほぼ被害はない	・目立った被害の情報がない。	・特別な応急対応は行わない。

※被害状況の確認が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする

- ・本計画により、当会と当町は以下の間隔で被害情報等を共有する。

時期	共有頻度
発災後～3日目	1日に2回共有する(毎日11時・17時) ※2回目は必要に応じて行う
4日目～2週間	1日に1回共有する(毎日11時)
3週間～1ヶ月	1週間に1回程度共有する
1ヶ月以降	1か月に1回程度共有する

- ・当町で取りまとめた「例：二宮町新型インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

< 3. 発災時における連絡体制 >

- ・自然災害の被害状況の把握開始の基準としては、県が災害対策本部（第1次本部体制）を設置し、県（中小企業支援課）が各市町村及び商工会・商工会議所の連絡窓口へ連絡したときとするが、大雨、洪水等の警報が発表され、災害が拡大する恐れがある時は、速やかに応急対策に移行できるよう警戒する。

災害対策本部(第1次本部体制)設置基準	本部の設置基準
風水害等	(1)大雨、洪水、暴風、大雪、暴風雪、高潮警報、特別警報のいずれかが県下で発表され、かつ大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。 (2)その他状況により必要があるとき。
地震災害	(1)「東京湾内湾」又は「相模湾・三浦半島」に津波警報が発表され又は気象庁が県内最大震度5弱若しくは震度5強を観測発表し、若しくは震度情報ネットワークシステムで最大震度5弱又は震度5強を観測し、若しくは南海トラフ地震臨時情報を発表し、かつ、大規模な災害が発生したとき、又は発生のおそれがあるとき。 (2)その他状況により必要があるとき。

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動は被害状況を共有したうえで、災害対策本部等の指示に従い活動方針を決定する。
- ・当会と当町は自然災害による被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・当会と当町が共有した情報を、神奈川県指定する方法（※）にて当会又は当町より神奈川県へ報告する。
- ・感染症流行の場合、国や都道府県等からの情報や方針に基づき、当会と当町が共有した情報を県の指定する方法にて当会又は当町より県へ報告する。
- ・感染症の被害状況の把握開始の基準としては、県が対策本部を設置し、被害状況の把握の必要性を県で検討し、県（中小企業支援課）が各市町村及び商工会・商工会議所の連絡窓口へ連絡したときとする。

< 商工会非会員の被害情報を収集するための取組 >

- ・神奈川県商工会連合会より提供される新設企業情報や、神奈川県・二宮町と連携するなど、事業者情報を収集し、あらかじめ非会員の名簿を整備する。
- ・必要に応じて、信用調査会社等（タウンページ、インターネット検索等含む）を利用し地域小規模事業者の調査を実施し、非会員の名簿を整備する。

※ 県の定める様式により、電子メールで報告するが、電子メールが使えない場合は、代替手段としてファックス等により報告する

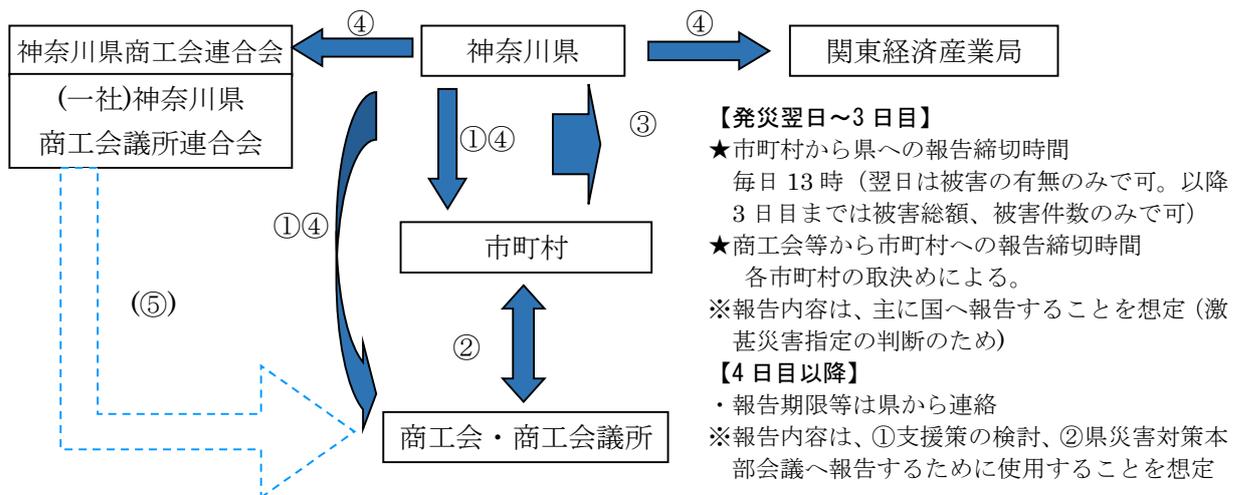
3) 発災時における被害情報の連絡・共有体制について

※詳細は令和2年1月31日付け企支2472号「発災時における中小企業の被害情報に関する連絡・共有体制の構築について(依頼)」による。

- ①自然災害等による被災、又は甚大な被害が発生する恐れがあり、被害情報を把握する必要性が生じた場合、県(中小企業支援課)は、市町村に被害情報の報告を依頼する。併せて、参考情報として、商工会・商工会議所に市町村に対し、報告依頼をした旨を連絡する。

- ②市町村と商工会・商工会議所は、中小企業の被害情報等を共有する。
- ③各市町村は、商工会・商工会議所と情報共有を行いながら、県内中小企業の被害情報等を報告する。ただし、緊急に把握する必要がある場合等、県が商工会・商工会議所に被害状況を確認することもある。
- ④県は、各市町村からの報告をもとに県内中小企業の被害総額を推計し、国(関東経済産業局)・県災害対策本部会議報告する。併せて、市町村、商工会、商工会議所、商工会連合会、商工会議所連合会ととりまとめ結果を共有する。
- ⑤神奈川県商工会連合会・(一社)神奈川県商工会議所連合会は、とりまとめ結果をもとに、商工会・商工会議所に対し、商工会館等の被害状況や必要な支援などについて照会することがある。

【連絡系統・体制図】



※感染症の場合、報告期限、様式は都度定めて連絡する

<4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援>

- ・相談窓口の開設方法について、二宮町と相談する（当会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や都道府県、市町村等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

<5. 地区内小規模事業者に対する復興支援>

- ・神奈川県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を神奈川県、神奈川県商工会連合会等に相談する。

<6. R6 年の水害を踏まえた、現在の溢水対策・土砂対策について>

(神奈川県)

- ・葛川の管理者である神奈川県に河川整備・改修の要望
- ・樹木の伐採や堆積土砂の撤去、量水標や水位計、監視カメラの設置及び検討依頼
- ・流域の町等による流域治水協議会などの取り組み

(二宮町)

- 二宮町として、内水ハザードマップの作成、全戸配布予定
- 雨水貯留槽設置及び雨水止水板設置費用の補助事業実施
 - 1) 雨水貯留槽設置の補助事業
上下水道料金の負担軽減を図るため、雨どいからの雨水を溜める雨水貯留タンクを設置する方を対象にした補助金制度。また、集中豪雨などの際には雨水貯留タンクに雨水を一時的に貯留することで、河川への流出の抑制にもつながる。
<https://www.town.ninomiya.kanagawa.jp/0000002751.html>
 - 2) 雨水止水板設置費用の補助事業
集中豪雨の増加により、道路冠水や川の水が溢れた場合などの浸水対策を支援するための補助金制度。
<https://www.town.ninomiya.kanagawa.jp/0000002791.html>

(今後の防災計画の予定：ソフト対策)

- 防災意識を高めるため、各地区で実施する自主防災訓練等においてハザードマップの見方や災害状況報告、災害情報取得方法など周知する。
- 河川浸水想定区域や土砂災害警戒区域の住民に対して、災害警戒レベルに応じた避難行動への理解を促進する。
- 避難指示等について、雨天時等も考慮し防災行政無線のみならず、携帯電話を活用した緊急速報メールやエリアメールなど重層的な対応を実施する。
- 職員の配置体制や避難所の暑さ対策など、時間や時期に応じた対応の調整をする。
- 被災された住民の為、スムーズな被災者支援体制の構築及び対応をする。

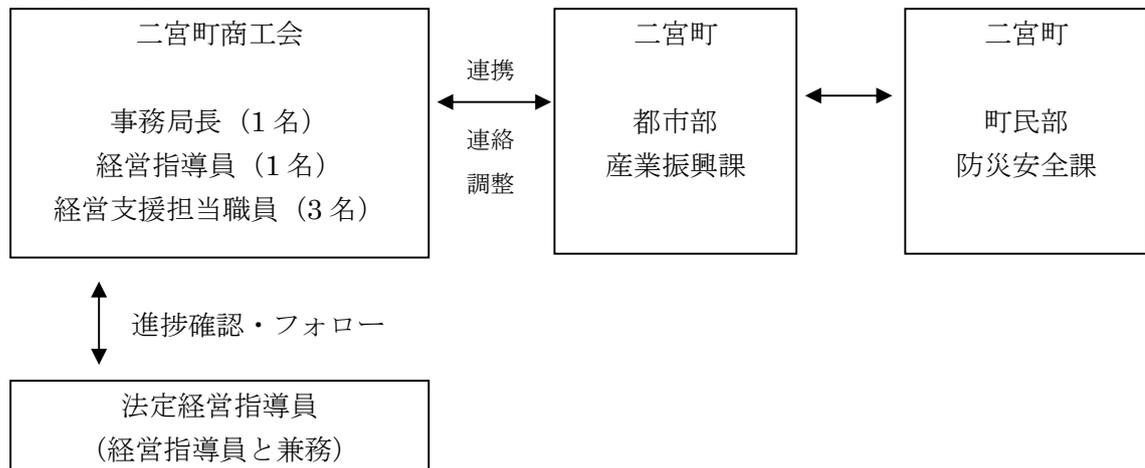
(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和7年9月現在)

(1) 実施体制 (商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制／経営指導員の関与体制 等)



(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

経営指導員 寺田 隆志 (連絡先は後述 (3) ①参照)

②当該経営指導員による情報の提供及び助言 (手段、頻度 等)

本計画の実施・実施に係る指導及び助言、目標達成に向けた進捗管理、事業の評価・見直しをする際の必要な情報提供を行う。具体的には、本計画の半期進捗状況を確認する。特に計画実施のプロセスに着目し、事務局と一体となって本計画のPDCAを効果的に回す。

(3) 商工会、関係市町村連絡先

①商工会

二宮町商工会

〒259-0123 神奈川県中郡二宮町二宮 1156-4

TEL : 0463-71-1082 FAX : 0463-72-2489

E-mail : ninomiya-t.s.c.i@mj.scn-net.ne.jp

②関係市町村

二宮町 都市部 産業振興課

〒259-0196 神奈川県中郡二宮町二宮 961

TEL : 0463-71-5914 FAX : 0463-73-0134

E-mail : keizai@town.ninomiya.kanagawa.jp

二宮町 町民部 防災安全課

〒259-0196 神奈川県中郡二宮町二宮 961

TEL : 0463-71-3319 FAX : 0463-73-0134

E-mail : bousai@town.ninomiya.kanagawa.jp

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
必要な資金の額	660	660	660	660	660
専門家派遣費	270	270	270	270	270
協議会運営費	10	10	10	10	10
セミナー開催費	60	60	60	60	60
通信費	50	50	50	50	50
広報費	220	220	220	220	220
訓練等対策費	50	50	50	50	50

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
二宮町補助金、商工会会費収入、等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
連携して実施する事業の内容
連携して事業を実施する者の役割
連携体制図等